

副本

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

平成19年(行ウ)第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

平成20年(行ウ)第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 原田 学 ほか105名

被告 東京都, 国 (処分をした行政庁 関東地方整備局長)

意見書

平成24年9月25日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告国指定代理人

大 口 紋



和 田 将



杉 本 正



佐 藤 昌



前 畑 聡



高 藤 喜



宮 沢 正



近 藤 光



村	田	智	紀	
清	水	大	貴	
菊	池	雅	彦	
奥	田	謁	夫	
赤	星	健	太郎	
米	山	慎	二	
栗	田	隆	宏	
高	峯	聡	一郎	
宜	保	佳	子	
今	井	弘	幸	
小	林	雄	一	
中	山		浩	
高	木		暁	
尾	上	佑	介	
井	手	統	一	

高 橋



被告国は、本書面において、原告らの平成24年6月19日付け証拠申出書(1) (以下「証拠申出書(1)」という。)に基づく人証の申出に対する意見を述べる。

なお、略語等は、本書面において新たに定義するもののほか、従前の例による。

第1 はじめに

原告らは、証拠申出書(1)において、証人5名(只腰憲久、石井恒利、佐藤洋、安水實好、竹内直文)の人証を申請している。このうち、只腰憲久、石井恒利、佐藤洋、安水實好については、証拠申出書(1)の各「証人尋問の必要性」の欄(各(3))において、相被告東京都及び参加人世田谷区が主張立証を行っている事項につき尋問する必要性がある述べられており、これらの証人については、被告国との関係では証人尋問の実施が不要であることは明らかである。

第2 証人竹内直文(主尋問予定時間120分)について

- 1 原告らは、証人竹内直文の証言によって、「都市高速鉄道9号線の都市計画は、計画の内容(構造、事業地)、手続きにおいて違法であること」を立証するとして上(証拠申出書(1)10ページ)、証人の経歴や連続立体交差事業の制度の枠組みが出来上がった経緯等の9項目について尋問することを予定しているようである(証拠申出書(1)18ページ)。
- 2 しかしながら、上記原告が尋問事項として挙げる9項目(9号線都市計画における昭和39年決定及びその後の変更決定の内容等)については、いずれも被告が、既に被告準備書面(1)、同(10)及び同(11)において主張し、書証をもって明らかにしてきたとおりであり、証人竹内直文の証言によっても、これに加えるところはない。また、原告らの尋問事項は、証人竹内直文の証言によっ

て、これまで被告国が書証等をもって明らかにしている以上に、具体的事実が明らかになる事項ではない。

したがって、同証人の尋問は不要である。

第3 その他の証人尋問及び本人尋問について

- 1 原告らは、今後、官僚及び学者専門家の証人尋問並びに原告らの本人尋問を申請する予定のようである(証拠申出書(1) 12及び13ページ)。
- 2 しかしながら、これらの者の証言によって立証される事項と本件訴訟物(本件鉄道事業認可の違法性の有無)との関連性は不明というほかないから、これらの者に対する尋問も不要である。

第4 結語

以上のとおり、証拠申出書(1)に基づく人証は、尋問実施の必要性に欠けるから、本件証拠申出は採用されるべきではない。

以上